**第９期第１回東京地方労働審議会港湾労働部会**

日時：平成３０年２月２０日（火）

　　 15:30~17:00

場所：東京港湾福利厚生センター

　　　　 ８F会議室

**１ 開会**

【島村課長補佐】

お待たせいたしました。定刻でございますので、ただいまから第9期第1回東京地方労働審議会港湾労働部会を開催いたします。

　まず、委員の皆様方にはご多忙の中、お集まりいただき誠にありがとうございます。私、当部会の担当をいたします島村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

　まず、議事に入ります前に当審議会の運営に関しまして、簡単にご説明をさせていただきます。

　恐れ入りますが、本日お配りしている資料がございまして、東京地方労働審議会港湾労働部会の次第の後ろに、資料1、「東京地方労働審議会港湾労働部会規程集」というのがございます。こちらをご覧いただきたいと思います。

　まず、表紙をめくっていただきまして、1ページに厚生労働省組織令の抜粋がございますが、この組織令第156条の2に地方労働審議会の設置と、関係労働法令の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議する旨を規定されておりまして、この法令の中に港湾労働法、こちらが含まれております。

　続きまして、2ページをご覧ください。

　地方労働審議会令でございますが、第4条に委員の任期等の規定がございます。委員の任期は2年、委員は再任されることができるとなっております。

　続きまして、3ページをご覧ください。

　第6条は、部会に関する規定となっております。第1項におきまして部会の設置、第5項に部会長の選任、第7項に部会長の職務代理に係る取り扱いが定められています。第8条は議事に関する規定でございます。審議会は委員及び議事に関係ある臨時委員の3分の2以上、または労働者関係委員、使用者関係委員及び公益関係委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き議決をすることができないとなっております。

　次に5ページをご覧ください。

　こちらは、東京地方労働審議会運営規程でございます。第5条におきまして、会議は原則公開の取り扱いとなっております。第6条第1項は議事録の作成と議事録への署名、第2項におきまして、議事録及び会議資料の原則公開が規定されております。

なお、議事録におけます発言者も公開されることになりますので、あらかじめご承知いただきますよう、お願いいたします。

　続いて、6ページをご覧ください。

　第9条第3項に港湾労働部会の設置が規定されております。

　続きまして、7ページをご覧ください。

　こちらは、東京地方労働審議会港湾労働部会運営規程でございます。第2条に委員の人数といたしまして、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者は各5名となっております。

　以上、審議会の運営等に関する概要をご説明させていただきました。

　それでは、部会の開会に当たりまして、東京労働局職業安定部長の小林からご挨拶を申し上げます。

**２　東京労働局職業安定部長挨拶**

【小林部長】

どうも皆様お疲れさまでございます。改めまして、東京労働局職業安定部長の小林でございます。本日は、東京港の視察、そしてこの部会ということで大変お忙しい中、ご出席をいただき、また第9期の第1回目になりますけれども、港湾労働部会の委員のご就任にご承諾をいただいたということで、大変ありがたく思っております。本当にありがとうございます。また、皆様方には日ごろから、私ども東京労働局並びにハローワーク品川の業務運営にいろいろな場面でご支援、ご協力をいただいておりますことに手厚く御礼を申し上げます。

　挨拶といいますか、最近の雇用の動きというのを少しお話させていただければと思っております。

　せっかくでございます、ここに参考資料というのがついておりますけれども、そちらのほうの2ページ目をご覧いただきますと、グラフが出ております。

　最近の雇用情勢でございますが、さまざまな雇用資料を見ても改善しているという状況になっておりますが、こちらのほうのグラフは雇用情勢の基調を判断する中で重要な指標であります完全失業率、そして有効求人倍率の推移を平成11年4月から直近であります平成29年の12月までグラフ化したものでございます。オレンジ色の線が完全失業率という線になっておりますけれども、真ん中あたりが急激にぐんと伸び上がっているところがあります。ここがリーマンショックで急に厳しいというような状況になったところで、最高で5.5％まであったというような状況がわかるかと思いますが、そこから徐々に右にどんどん下がっておりまして、直近では一番右下の端になりますけれども、2.8％ということで、このところ3％を下回る、極めて低い推移で動いているというような状況が見られるかと思います。また、有効求人倍率でございますけれども、赤い線が東京で、青い線が全国という数字になっております。こちらも真ん中側のリーマンショックのあたりが谷になっておりますが、このときは大体0.4倍から0.5倍ということですから、二人に一人分の求人があるというような状況でございましたが、そこからだんだん右肩上がりに上がっていきまして、直近では1番右端になりますけれども、全国では青い線が1.59倍、そして赤い線で見ますと、2.15倍ということで、東京においては21カ月連続で2倍を超えていると、大変売り手市場の状況が続いているというふうに数字ではなっております。

　ただ、しかしながら職種別の有効求人倍率ということで、次のページを見ていただきますと、職種間のばらつきが非常に拡大傾向になっていることが少しわかるかなと思います。少しピンク色で囲っております、前々から人手不足と言われていたところの介護とか看護、保育、建設というところは、依然として4倍とか6倍とか7倍ですから、10人に40人、60人、70人の求人があるという、そういう高い有効求人倍率になっております。ちょうど左側のピンク色の保育士の下の事務的職業とありますが、ここはまだ相変わらず、二人に一人分しか求人がないという、事務の職業だとまだまだ厳しい状況になっているというところでございます。最近では、警備とか運輸とか飲食、サービス業というところで、どんどん人手不足感というのが広がってきているという状況にありまして、例えば右側の保安の職業という、1番上にありますけれども、これは18.87ですから、約19倍ということなので、10人に190人分の求人があるというような、警備の仕事ですとか、そんなふうにあるということで、非常に拡大してきているということで、雇用は順調と言われておりますけれども、より一層人手不足感が強まってきているということで、雇用課題の深刻さというのは実は増してきているという状況になっております。

　一方で、人口減少であるとか少子高齢化が顕著となる中で、国の大きな動きとしては誰もが活躍できる1億総活躍社会の実現というようなことに向けて、現在、各種対策が打ち出されているところであります。この対策の中で最大の鍵と言われているのが、働く職場を改善する取り組み、いわゆる働き方改革というふうに言われておりますが、こうした状況を踏まえまして、今年度、東京労働局におきましては、働き方改革の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上と、それから全員参加社会の実現の加速、これらを最重点課題として取り組んできたというところであります。

　その中で私ども、安定行政の分野におきましては、人手不足だから景気の回復が実感できない、または経営がなかなかうまくいかない、あるいは人手不足だから働き方が進まないというふうに言われないように、ハローワークにおける、さらなるマッチング機能の充実強化を最重点に取り組んでいるというところでございます。

　来年度からは、さらに介護、看護、保育、福祉の分野や建設、それから警備、運輸の分野など、雇用吸収力の高い分野のマッチングにつきましては、都内ハローワーク7カ所に人材確保就職支援コーナーとして拡充、整備をして設置するほか、そもそも人手不足というのは求職者が減少しているということでございますので、求職者の掘り起こしというような取り組みをやっていくというようなところにしております。

　さらに、求職者は今、減っているんですけれども、実は65歳以上の高齢者だけが伸びているという状況にありまして、その65歳以上の方たちのさらなるマッチングを図るために、現在8カ所のハローワークに生涯現役支援窓口というのを設置しておりますが、これを16カ所に設置をし、拡充をしてさらに引き続き地域の労働力の需給調整機関としてのハローワークの役割を果たしてまいりたいと考えているところでございます。

　さて、本題であります、本日の東京地方労働審議会港湾労働部会でありますけれども、東京港における労働力の需給調整の状況、具体的には平成26年4月からスタートいたしました、5カ年計画となる港湾雇用安定等計画を踏まえた、東京港における港湾労働法の施行状況等についてご審議をいただくということになっております。

　改めて申し上げるわけではございませんが、東京港は首都圏4,000万人の生活と産業活動を支える国際貿易港であり、我が国の経済活動に重要な役割を担っているというところでございます。こうした中、東京港における今年度、上半期の貨物の取扱量というのは増加をしているということで今後、ますます日本の玄関口として、存在感が高まってくるとともに、2020年のオリンピック、パラリンピックが東京において開催されることは、こういったことを背景に社会、経済情勢の変化への対応も求められていると思っております。

　その一方で先ほど、ご視察をいただいたように、港湾荷役の進展など、環境が変化しても労働力の適正な管理、安全性の適正の確保等については、変わらず重要な事項であると認識しております。

　私ども、職業安定行政といたしましては、港湾労働法の港湾雇用安定等計画に基づきまして、港湾における労働力の確保と、それから、港湾労働者の雇用の安定、福祉の増進等を図り、関係機関との連携を密にし、港湾労働法の遵守の徹底と雇用秩序の維持に向けた取り組みをさらに展開していくことが重要であると考えております。

　終わりに、本日の部会におきまして、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜り今後の港湾労働行政に反映させてまいりたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

**３　出席者紹介**

【島村課長補佐】

続きまして、本日ご出席の各委員の皆様方をご紹介させていただきます。

　まず、公益代表委員からご紹介申し上げます。公益代表委員の安齋委員でございます。

【安齋委員】

安齋でございます。よろしくお願いいたします。

【島村課長補佐】

同じく野川委員でございます。

【野川委員】

野川でございます。よろしくお願いいたします。

【島村課長補佐】

同じく、原委員でございます。

【原委員】

原です。よろしくお願いします。

【島村課長補佐】

今期から新たに公益代表委員に就任されました、山巻委員でございます。

【山巻委員】

山巻でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【島村課長補佐】

なお、同じく新たに公益代表委員に就任されました、川田委員につきましては、本日、所要により欠席でございます。

　続きまして、労働者代表委員をご紹介申し上げます。

　労働者代表委員の大滝委員でございます。

【大滝委員】

海員組合の大滝でございます。よろしくお願いいたします。

【島村課長補佐】

同じく、金沢委員でございます。

【金沢委員】

金沢です。よろしくお願いします。

【島村課長補佐】

同じく、金委員でございます。

【金委員】

金です。どうぞよろしくお願いいたします。

【島村課長補佐】

今期から新たに労働者代表委員に就任されました、佐塚委員でございます。

【佐塚委員】

佐塚です。よろしくお願いいたします。

【島村課長補佐】

労働者代表委員の佐藤委員でございます。

【佐藤委員】

佐藤です。よろしくお願いいたします。

【島村課長補佐】

次に、使用者代表委員をご紹介申し上げます。

　使用者代表委員の鶴岡委員でございます。

【鶴岡委員】

鶴岡でございます。よろしくお願いします。

【島村課長補佐】

今期から新たに使用者代表委員に就任されました、松川委員でございます。

【松川委員】

松川でございます。よろしくお願いします。

【島村課長補佐】

同じく、新たに使用者代表委員に就任されました、碓井委員につきましては、本日所用により、欠席でございます。

　また、使用者代表委員の髙木委員でございますが、髙木委員につきましても、本日、所用により欠席でございます。

　同じく、今期から新たに使用者代表委員に就任されました、永澤委員でございます。

【永澤委員】

永澤でございます。よろしくお願いします。

【島村課長補佐】

次に、専門委員をご紹介申し上げます。

　東京都港湾局長の斎藤委員が本日所用により欠席のため、代理で出席いただきました、港湾経営部の渡邊経営課長でございます。

【渡邊経営課長】

渡邊でございます。どうぞよろしくお願いします。

【島村課長補佐】

なお、新たに専門委員に就任されました、関東運輸局東京運輸支局次長の池田委員は本日所用により、欠席になっております。

　次に、関係機関の方をご紹介申し上げます。

　一般財団法人港湾労働安定協会東京支部の井上支部長でございます。

【井上支部長】

井上でございます。どうぞよろしくお願いします。

【島村課長補佐】

最後に、事務局職員を紹介させていただきます。

　改めまして、先ほどご挨拶を申し上げました、東京労働局職業安定部長の小林でございます。

【小林部長】

小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【島村課長補佐】

同じく、職業安定部職業対策課長の山本でございます。

【山本課長】

山本です。どうぞよろしくお願いします。

【島村課長補佐】

品川公共職業安定所長の佐藤でございます。

【佐藤所長】

佐藤でございます。皆様方には常日ごろから大変お世話になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

【島村課長補佐】

同じく、雇用開発部長の水野でございます。

【水野部長】

水野でございます。よろしくお願いいたします。

【島村課長補佐】

同じく、港湾労働課長の能正でございます。

【能正課長】

能正でございます。よろしくお願いします。

【島村課長補佐】

以上で、紹介を終わらせていただきます。

　続きまして、委員の皆様への辞令交付でございますが、本来であれば東京労働局長からお一人ずつ直接お渡しをするところでございますが、時間の都合等もございますので、誠に恐れ入りますが、略式で机上配付という形でお手元に置かせていただいております。確認のほうをお願い申し上げます。

　次に、議事に入ります前に、お手元に配付してございます本日の資料について確認をさせていただきます。

　まず、会議次第でございますが、あわせて出席者名簿と委員名簿をつけさせていただいております。配付資料1は、先ほどご覧いただきました「東京地方労働審議会港湾労働部会規程集」でございます。次に、配付資料2、「第9期第1回東京地方労働審議会港湾労働部会資料「港湾労働法施行状況について」」でございます。こちらの資料につきましては、次第8、港湾労働法施行状況等についての説明の際に使用させていただきます。続いて、参考資料といたしまして、先ほどご挨拶でご説明をいたしましたが、「第9期第1回東京地方労働審議会港湾労働部会参考資料」でございます。

　配付資料は以上となっております。よろしいでしょうか。

**４　部会長選出**

【島村課長補佐】

それでは、議事に入らせていただきます。

　本日は、港湾労働部会第9期第1回目の開催でございますので、部会長の選出をお願いすることになります。部会長につきましては、地方労働審議会令第6条第5項に基づき、公益を代表する委員から選出することになっております。いかが取り計らったらよろしいか、どなたかご意見はございますでしょうか。

【鶴岡委員】

前期部会長を務められました、野川委員に引き続きお願いをしたらいかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【島村課長補佐】

ありがとうございます。ただいま、鶴岡委員より、野川委員を推薦するということで、委員の皆様からもご了承いただきましたので、野川委員に部会長をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

**５　部会長挨拶**

【島村課長補佐】

それでは野川部会長より、部会長就任へのご挨拶をよろしくお願いいたします。

【野川部会長】

ただいま、部会長にご推薦をいただきました、野川でございます。

　私は、第6期からこの審議会にかかわらせていただいておりますが、今回、新しい委員の方にもおいでいただいておりますので、皆様のご協力のもとに円滑にまた有意義な審議を進めてまいりたいと存じます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【島村課長補佐】

ありがとうございました。

　次に、地方労働審議会令、第6条7項に基づきます、部会長代理につきましては、部会長があらかじめ指名することになっております。野川部会長、よろしくお願いいたします。

【野川部会長】

部会長代理には、原委員にお願いをしたいと存じますが、いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【島村課長補佐】

それでは原委員に部会長代理をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、ここからの議事進行につきましては、野川部会長にお願いいたします。

　野川部会長、よろしくお願いいたします。

**６　定数報告**

【野川部会長】

それでは、議事を始めるに当たりまして、事務局より定数の確認状況を報告くださいますよう、お願いいたします。

【島村課長補佐】

島村でございます。本日の委員の出席状況をご報告させていただきます。委員定数15名のうち、12名が出席され、定数の3分の2に達しておりますので、地方労働審議会令第8条の規定を満たしていることをご報告いたします。

**７　議事録署名委員指名**

【野川部会長】

ありがとうございます。

　次に、今回の議事録の署名委員につきまして、まず労働者代表については、大滝委員、それから使用者代表については、永澤委員にお願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【野川部会長】

ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。

**８　港湾労働法施行状況等について**

【野川部会長】

それでは、議事に入りたいと存じます。

　委員の皆様にはそれぞれの立場を代表してのご意見をいただきますとともに、議事運営が円滑にまいりますよう、ご協力をお願いしたいと存じます。本日の議題はこの次第にもございますが、港湾労働法施行状況等についてでございます。

　初めに、事務局からご説明をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【山本課長】

事務局の東京労働局職業対策課長の山本でございます。

　改めまして、皆様には港湾労働対策の運営に当たりまして、格別のご協力をいただいておりますことに御礼を申し上げたいところでございます。ありがとうございます。

　私からは右上に資料2と書かれております、港湾労働法施行状況につきまして、ご説明をさせていただきます。大変失礼ながら着座で失礼いたします。

　まず、資料の表紙をおめくりいただきまして、ちょうど目次の下の表でございます、1ページ目の東京港常用港湾労働者就労状況の表をご覧いただきたいと思います。

　この表は平成23年度から平成29年度12月末までの期間で、こちらを時系列的に追った東京港で働く常用港湾労働者の就労状況を示しております。

　なお、ここで言います、常用港湾労働者とは、期間の定めなく雇用されている港湾労働者、または2カ月を超える期間を定めて雇用されている港湾労働者となります。現在、東京港におきましては、港湾労働法の適用を受けて営業をしている事業所が141社ございます。この表はその事業所に所属し、常用労働者として、船内作業、沿岸作業、倉庫作業などの港湾荷役に就いている労働者の就労状況でございます。ちょうど表の1番左側、上段の①欄の月末現在有効者数の欄をご覧いただきたいと思います。

　ここでは、港湾荷役作業に従事する、港湾労働者証を所持している常用労働者の人数をあらわしております。なお、括弧内の数字につきましては、そのうちの女性労働者の人数となっております。この①欄の表を上段から順にご覧いただきますと、各年度末の有効者数は平成23年度から平成26年度まで、ここまでおおむね一定の人数で推移をしております。

　ただ、平成27度末にちょうど80名ほど人数が減少してございます。三角で前年度比1.8％減という形になっているところでございます。この主な要因につきましては、3年に1回のサイクルで更新される港湾労働者証につきまして、ちょうど平成27年9月が一斉更新のタイミングとなったことから、それを受けまして、各港湾事業所からの返納申請が集中したことが挙げられております。

　その後、今年度ちょうど平成29年3月ごろからかとなりますけれども、緩やかに増加傾向になりまして、この①欄の表下段の平成29年度12月末時点では、4,555人と、平成26年度以前と同程度の人数まで回復しているところでございます。また、括弧内に表記してございます、女性労働者数に着目いたしますと、平成23年度末の人数が78人でございましたけれども、平成29年12月末現在では114人ということで、約1.5倍の人数に増加しておりまして、女性労働者の進出も広がってきているという状況でございます。

　次にお隣の②欄、就労実人員の欄をご覧いただきたいと思います。

　この就労実人員とは、①欄の港湾労働者証を所持する常用労働者のうち、実際に港湾荷役作業に従事した人数でございます。東京港におきましては、毎月約4,000名を超える方が港湾荷役作業に精励されております。この就労実人員と①の有効者数に差がありますのは、港湾労働者証を所持していても、その月に港湾荷役作業に従事しなかった方がいるためでございます。

　次に、③欄の就労延数の欄でございますが、港湾荷役の特徴でございます波動性によりまして、増減がございます。本年度の月平均をこの表の1番下段に表記してございます。平成29年度12月末までの月平均では8万1,069日となり、前年度から約3.5％のプラスと若干の増加傾向で推移してございます。なお、この就労延数の内訳につきましては、それぞれ右のほうにいくと④欄に船内作業、⑤欄に沿岸・倉庫作業、⑥欄に一応、その他として表記してございますけれども、ここには、はしけ、いかだ、船舶貨物整備等の状況をまとめてその他として表記してございます。

表の1番下段に、今年度12月末までの月平均の数値を載せてございますが、それぞれの業務別に占める構成割合を申し上げますと、④欄の船内作業の月平均値は1万4,798日で、全体の約18.3％、⑤欄の沿岸・倉庫作業が、6万2,384日で、全体の約77％、⑥欄のその他としてまとめております、はしけ、いかだ、船舶貨物整備等で3,887日、全体の約4.8％となっている状況でございます。

　また、表の1番右側の⑦欄でございます。こちらは一人当たりの平均就労日数を表記しております。表下段の平成29年度12月末までの月平均をご覧いただきますと、月平均で19.9日ということで、昨年度、平成28年度月平均から0.3日ほど増加しております。

　この1ページの表下段の平成29年度4月から12月の状況全体をご覧いただきますと、今年度は昨年度同期と比較して、数値がプラス傾向で推移しております。これは、東京港での取扱貨物量、あるいは入港船舶数がともに増加をしていることが一つの要因であると考えております。

　次に、資料をおめくりいただいて、2ページをご覧いただきたいと思います。

　こちらの表は東京港港湾労働者就労状況（全作業）の表でございます。こちらは東京港で働く港湾労働者の就労状況を労働者の雇用形態別にあらわしております。なお、以下の3ページから8ページはそれぞれの作業別の内訳でございます。この2ページ目は、その作業別の内訳の総括表という形の構成となっております。

　まず、港湾運送の分野におきましては、高度な技術・技能を有する労働者をより積極的に確保していく方策が求められておりまして、常用雇用の上、計画的な教育訓練を行うことによって、高度な技術・技能を有する労働者を育成していくことが大変重要でございます。そのため、港湾労働者の雇用の安定や能力開発の向上等を目的とする港湾労働法では、各事業主に雇用される常用労働者による作業を原則としておりまして、また港湾運送の波動性に対応した企業外労働力につきましては、まずは港湾労働者派遣制度に基づく労働者派遣を活用していただき、必要な労働力を確保できない場合にハローワークの紹介による日雇労働者の雇い入れ、さらに、その紹介が受けられない場合には、例外的に日雇労働者の直接雇用が認められているところでございます。

　こうした状況を踏まえまして、改めてこの2ページの表につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

　この表の構成といたしましては、1番左の①欄は港湾労働者全体の就労延日数となっております。隣の②欄の企業常用雇用労働者からちょうど、右から3番目、⑥欄の日雇労働者のうち直接雇用、ここまでは雇用形態別の就労状況を記載してございます。1番下からちょうど2段目の段、こちらに平成29年度計として、4月から12月までの9カ月分になりますけれども、こちらの合計を記載しております。この①欄の就労延数合計でございますけれども、今年度9カ月分の合計が75万4,081日で、前年度同期比で約3％ほど増加しております。このうち、隣の②欄の企業常用雇用労働者数は、72万9,623日と、先ほどの①欄全体の96.8％を占めている状況でございます。こちら、このように東京港における港湾作業は、かなり高い比率で企業内の常用労働者によって行われておりまして、港湾労働法が求める安定した雇用関係に基づいた、健全な運営が一定程度定着しているものと認識しているところでございます。

　一方、残りの3.2％、延日数にして2万4,458日が企業外労働力ということになります。これは、港湾労働者派遣、安定所紹介の日雇労働者及び直接雇用の日雇労働者ということになります。企業外労働力の活用につきましては、直接雇用の日雇労働者の割合が最も高くて、各年度とも企業外労働力全体の90％前後を占めております。また、港湾労働者の派遣による就労延数は、企業外労働力のうち、2%から3％ほどということになっております。お配りしている資料にございませんが、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門港等、6大港全体では、一応企業外労働力に占める港湾労働者派遣の割合が平成28年度平均で11.7％となっておりますので、こちらと比較しますと東京港の港湾労働者派遣制度の活用の割合は少し、低いという状況になっております。また、少し古いデータになりますが、5年に1度、厚労省本省で取りまとめております、港湾運送事業雇用実態調査につきまして、ちょうど平成25年に実施した事業所調査での回答を見ますと、港湾労働者派遣事業の許可を取得している事業所の割合は、6大港平均で32.4％のところ、東京におきましては、22.8％という結果になっております。各港湾によりまして、事業所ごとの規模ですとか作業種類の構成などの諸条件が異なってきますので、単純に比較することは難しいのですが、これらの数字だけを見ますと、東京港における港湾労働者派遣制度の活用につきまして、若干の余地は残っているものと考えております。

　引き続き、労働局といたしましては、港湾労働者派遣制度の周知に努めまして、各事業所の皆様におかれましては、この制度の利用促進につきましては、ご協力をお願いできればと考えております。

　なお、先ほどご説明したとおり、以下のこの資料の3ページから8ページは、作業別の内訳として、船内、沿岸、倉庫、はしけ、いかだ、船舶貨物整備作業、それぞれの就労状況を記載してございますので、こちらは各委員の皆様には後ほど、ご覧いただければと思います。

　また、9ページ、10ページに港湾労働者派遣業務取扱状況、こちらを記載してございますけれども、こちらは後ほど一般財団法人港湾労働安定協会東京支部の井上支部長からご説明をお願いしております。

　なお、私のほうからの、こちらの資料2の説明は以上でございますけれども、先ほどの冒頭、当局小林のほうからお話があった中で、参考資料の説明に若干触れたかと思います。私からこの参考資料につきまして、1点だけ追加でご説明をさせていただければと思います。

　お手元に参考資料をご用意いただいて、めくって1ページ目の港湾労働者の年齢構成の推移につきまして、少しお話させていただければと思います。

　こちらは東京港における、平成23年12月末現在と平成29年12月末現在の常用労働者を年齢層ごとに区分して、比較したグラフとなっております。各年度の平均年齢につきましては、ちょうど右上に記載してございます、平成23年度が42.5歳、平成29年度が42.7歳と数字上では、0.2歳、若干の上昇ということでございますけれども、ただ、この平成23年度が青色、平成29年度が赤色の棒グラフをご覧いただきますと、年齢層の構成が変わってきていると感じられると思います。ちょうど、平成23年時点では、40歳から44歳の年齢層の労働者数が最も多くなっておりましたが、平成29年には1年代上昇した形で、45歳から49歳の年齢層が最も多い割合を示しております。

　このグラフ全体としましては、平成29年グラフが平成23年時点の年齢層に比べまして、一つ右にシフトしたような構成となっております。このように、港湾労働におきましても、少しずつ高齢化が進んでいることがわかるかなと思っております。

　なお、一方で20歳未満、あるいは20歳から24歳の年齢層につきましては、平成23年から平成29年にかけて、労働者数が増加しております。こちら、それぞれ経済情勢の違いはありますけれども、若者を積極的に受け入れてきている状況も一つ、あらわれているのかなと感じております。

　以上、私のほうからは雑多でございますが東京港におけます、港湾労働者の就労状況につきまして、ご説明させていただきました。今後も港湾労働法に基づきます、東京港における雇用秩序の維持及び港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進を図るという趣旨の達成に向けて、引き続き関係機関と有機的な連携を図ってまいりたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【野川部会長】

はい、ありがとうございました。

　それでは、次に港湾労働者派遣事業業務取扱状況につきまして、東京地方労働審議会運営規程第4条第3項に基づき、一般財団法人港湾労働安定協会東京支部の井上支部長からご説明をお願いしたいと存じます。

　井上支部長、お願いいたします。

【井上支部長】

港湾労働安定協会東京支部の井上と申します。私のほうから港湾労働者派遣制度実施状況についてご説明させていただきたいと思います。

　その前に、日ごろより当支部の業務につきまして、ご理解・ご協力を賜り、我々の制度を理解、推進していただいていることに対しまして、この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。港湾労働者の派遣状況につきましてですが、資料2の9ページをご覧いただけますでしょうか。

　港湾労働者派遣制度につきましては、厚生労働大臣の指定を受けた我々、港湾労働者雇用安定センターのほうで労働者派遣制度の契約締結、あっ旋申込等を実施しているということを申し上げておきます。少し、座って説明させていただきます。

　9ページをご覧になっていただきたいのですが、9ページにつきましては、平成29年度の港湾労働者派遣業務取扱状況でございます。

　次のページの10ページは、平成28年度の港湾労働者派遣業務取扱状況でございます。きょうは、9ページを見ながら取扱状況についてご説明させていただきます。

　9ページの表自体は2段になっているわけですが、上の表が平成29年度の月別の取扱状況を示しております。12月まで記入してあります。下の表は年度別の月平均取扱状況を示しているものでございます。上の表の平成29年12月の直近の取扱状況について左のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

　まず、派遣元事業所という欄がございますが、その中段、事業所実数というのがあると思うのですが、東京港では港湾労働法適用事業所が141店社ございます。そのうち、37店社が派遣事業の許可を取得して、派遣元事業所となっております。この数字は前年と同数でございます。その右側の欄の対象労働者数でございますが、許可事業所37社で派遣労働の対象となっている方は、12月末現在、この表の中段ぐらいですが、797人と、前年が802人なので、若干減少しているところでございます。資料にございませんが、先ほど、局の方がご説明をしましたが、同時期における常用の港湾労働者数は4,555人ということで、17.5％ぐらいが派遣対象労働者ということになります。

　次の右のほうのくくりなんですが、あっ旋申込欄がございます。この項目は、雇用安定センターであっ旋の申込をいただいた事業所の状況でございます。あっ旋申込事業所数ですが、25事業所で、あっ旋申込件数が969件、あっ旋申込人数が4,009人となっているところでございます。このあっ旋申込をもとにいたしまして、港湾雇用安定センターでは、派遣のあっ旋を行っているところですが、表の中、右のくくりがそのあっ旋状況でございます。あっ旋状況欄ですが、先ほどのあっ旋申込件数969件、4,009人に対しまして、21件、49人のあっ旋を行っているところでございます。あっ旋状況欄の下から2行目、合計と書いているところをご覧になっていただきたいのですが、派遣元事業所数というところで、派遣労働者を出している事業所は延べで9社となります。また、平成29年度12月までの延実人員は66人、派遣延べ人数は445人日となっております。

　1番、右側なんですが、派遣労働者を受け入れている派遣先事業所数ですが、延べで9社ということになっております。下の表につきましても、年度別の月平均でございますが、同じ項目で記載してございますので、ご覧になっていただければと、そのように思っております。

　以上、簡単ではございますが雇用安定センターの派遣業務取扱状況につきまして、ご説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

**９　質疑応答・意見交換**

【野川部会長】

はい、ありがとうございました。

　ただいま事務局と一般財団法人港湾労働安定協会東京支部より、現在の港湾労働者の状況、動向及び労働者派遣業務の実態につきまして、ご説明をいただきました。

　それでは、この二つをあわせまして、ただいまご説明いただきました内容につき、ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。どちらからでも。

　原委員。

【原委員】

原です。それでは、まず基本的なところ、確認も含めましてお聞きしたいことが幾つかございまして、資料2の1ページのところなんですけれども、ちょうどご説明がありました、1ページで二つありまして、一つはこの①と②、要は登録者数といいますか、①と実際の②のところに差が。大体、これは10％前後かなと思うんですけど、この差は具体的にどのような理由で生じているというふうに理解すればよろしいですか。休んでいるとか、いろんな理由があると思うんですけど、ざっくり理解するとすればどうしてこれぐらいの差が出ているのかなというふうに思ったものですから。1ページの①と②の差の。なぜ、これぐらいの差がコンスタントにずっとついているのかというところで、何か港湾特有の理由などがあるのかな、どうなのかなと思ったものですから。

【山本課長】

すみません、事務局からお答えします。

　先ほど若干、私のほうで説明をしたと思うんですけど、すみません、説明が悪くて。①欄の有効者数というのは、そのまま登録している人数でございます。②欄のほうは、実際に働いた方ということで、所持をしていてもやはり作業を休んだとか就かなかったということで、その登録者数と実際の就労実人員というのは、若干の1割ほど差があるというふうな形で捉えられていただければというふうに。

【原委員】

契約自体は続いていて、例えば、何かの理由で休んでいるとかそういった方が10％いるということなんですね。わかりました。

　同じ資料１のこの①の年度の計のところなんですけど、先ほど平成27年度計のところで、マイナス1.8、これは更新のところでということで、その3年ぐらい前には余りそういう数字はないようにも思うんですけれども、何かそれは理由があるんですか。3年更新でいくと、変わらず0.2プラス、0.3マイナスとかで来ていて、ここだけポンと、1.8だから低いと思うんですけれども、この3年ぐらい前に特にそういったことが起きていないのは、これは制度が変わったとかそういうことがあるんですか。済みません、基本的なことで恐縮なんですけど。

【山本課長】

特に制度が変わったということはないのですけれども、港湾労働者証の返納者と申しますか、そういった方がこの統計に若干増えたというところでございます。

【原委員】

それは3年の節目、何かほかの要因もあってということで。

【山本課長】

はい。そこは年齢の関係なのか、当時のこのときに貨物の取扱量が減ったための問題があったのか。ちょっとそこまでは言及ができませんが、申しわけございません。

【原委員】

はい、わかりました。

　最後にもう1点、今度は資料2の2ページなんですけれども、資料そのものというよりは仕組みについてのお話、これも基本的なことで恐縮なんですけれども、この港湾労働においては、常用雇用というのが原則であると先ほどご説明があったと思うんですね。それで人が足りない場合には、まず③の港湾労働者派遣制度を使って、それでも足りなければ、④の⑤、次に⑥というふうな、そういった優先順位的なものがあるということなんですけど、それは例えば③を試してだめです、だめでしたといった、そういったことがないと、⑤は使えないとか、そういったきちんとした制度上の縛りがあるというふうに理解してよろしいですか。基本的なことで恐縮です。

【山本課長】

それはないです。

【原委員】

ということは、③、⑤、⑥の順番というのは、これは何かそういうルールがあるということ、心構え的なことということなんですかね。常用雇用が原則と言えば大原則ですかね。それでだめなときには、いきなり⑥に行ってはいけないということではなくて、まずは③を試みるように努めなければいけないとか、そういったレベル。

【山本課長】

そうですね。この制度上の労働者派遣ができなかったときに次ということではなくて、いろいろ紹介の媒体がある中で、港湾労働者派遣をまず考えてほしいというような行政スタンス。

【原委員】

制度上、ニュートラル、どれを使ってもいいのだけれども、法の趣旨というか、あるいは行政的な立場からすると、まずは③を試みるのが筋という、試みるといいですねという、そういうことなんですかね。なるほど、わかりました。ありがとうございます。

**１０　閉会**

【野川部会長】

はい、ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。

　先ほどのご説明につきまして、ご意見、ご質問等あればどうぞ、ご遠慮なくお願いをしたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　それでは、特にないということでございましたら若干、早うございますが、これをもちまして、審議を終了させていただきたいと存じます。どうもありがとうございました。

　以上で、第9期第1回東京地方労働審議会港湾労働部会を終了とさせていただきます。

【島村課長補佐】

野川部会長、ありがとうございました。本日は各委員の皆様方にはご多忙の中、お集まりいただき、またご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。今後とも、職業安定行政の折につきまして、ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

　それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。